

# 宮崎県における 災害時の燃料供給に向けた取組について

令和7年3月  
宮崎県危機管理課

# 1 防災・減災に関する計画

## (1) 新・宮崎県地震減災計画

本県における地震・津波被害の想定を踏まえ、今後取り組むべきソフト面・ハード面における総合的な減災対策を規定（H25.12策定、R3.3最終改定）

### 計画骨子

#### 1 県民防災力の向上

- ・県民の防災意識の啓発
- ・自主防災活動の充実 など

#### 2 住宅・建築物の耐震化、居住空間の安全確保

- ・住宅の耐震化等の促進
- ・公共建築物等の耐震化の推進

#### 3 外部空間における安全確保対策の充実

- ・地震・津波災害に強いまちづくりの推進
- ・ライフライン対策の促進（電気、ガス、上下水道、通信） など

#### 4 津波対策の推進

- ・津波避難場所・避難経路の確保
- ・津波を防御する施設の整備・充実等 など

#### 5 被災者の救助・救命対策

- ・迅速な救助のための体制強化
- ・災害時医療体制の強化 など

#### 6 県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立

- ・国、指定公共機関との連携強化
- ・企業、民間団体との連携強化 など

### 減災目標

- ・住宅の耐震化率（約80%）を90%に
- ・早期避難率（55.5%）を70%に

人的被害（死者数）を  
15,000人から2,700人へ

さらなる  
対策で・・・

限りなく  
ゼロへ！

## (2) 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画

南海トラフ地震発生時の災害応急対策活動について、国の計画を受けて本県における分野毎の具体的な活動内容を規定（H28.3策定、R6.3最終改定）

### 各活動分野

緊急輸送ルート、防災拠点

救助・救急、消火等

医療

物資

燃料、電力・ガス、通信

### 燃料供給に係る計画

#### 【燃料供給の流れ】

協定

宮崎県

平時より備蓄

宮崎県石油商業組合  
（中核給油所） 31カ所  
※備蓄量 2.5kl（24カ所）

（小口燃料配送拠点） 8カ所  
※備蓄量 2～7kl（5カ所）

石油連盟  
（石油元売各社）

全国石油商業組合連合会

ガソリン、軽油

重油、灯油、  
軽油

県内で  
枯渇する  
可能性

緊急通行車両  
（赤色警告灯常設車両、  
自衛隊車両等）

優先供給施設  
（災害拠点病院、官公庁舎等）

#### 【電力・ガス臨時供給の流れ】

宮崎県  
災害対策  
本部

情報提供  
優先順位

電力業界  
九州電力(株)

電源車

重要施設  
※予めリスト化

情報提供  
優先順位

ガス業界  
（一般ガス導管事業者）  
宮崎ガス(株)

移動式  
ガス発生  
設備

重要施設  
※予めリスト化

## 2 災害時の燃料供給に向けた取組

### (1) 燃料供給対策マニュアルの整備

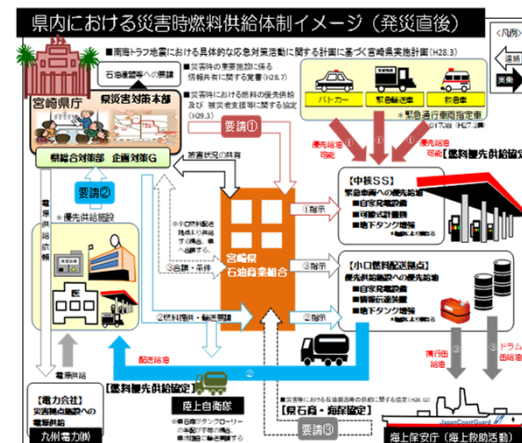
大規模災害発生時における燃料供給の基本的な考え方、手順について整理  
(H29.3策定、R2.3最終改定)

#### 背景

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画（H28.3策定）  
災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定（宮崎県石油商業組合：H29.2締結）

#### 規定内容

- ・連絡体制の確保
- ・緊急通行車両等への燃料供給
- ・重要施設（優先供給施設）への燃料供給
- ・石油連盟等への燃料供給依頼



### (2) 訓練の実施

関係機関と連携し、大規模災害を想定した図上及び実動訓練を実施  
→応急対応手順の確認、関係機関との顔の見える関係構築

#### 図上訓練（風水害、南海トラフ地震）



災害対策本部における  
燃料調達を想定した訓練

#### 実動訓練（県総合防災訓練）



中核SSにおける  
緊急通行車両優先レーンの設置  
及び緊急通行車両への給油訓練



優先供給施設における  
高圧発電機車への模擬給油訓練

#### その他（他機関実施訓練）

災害時石油供給連携計画訓練（石油連盟主催）：緊急要請の発出・対応に係る手順の確認（県、市町村、重要施設）

### (3) 重要施設のリスト化

○ 災害時における燃料の優先供給に備えて、県内の重要施設（※下記参照）についてリストアップし、各重要施設のタンク情報等を宮崎県石油商業組合と共有

○ 石油連盟の緊急要請対応システムへ登録

○ 毎年情報を更新し、最新の状況を確認

#### 重要施設の例

※約400施設

- ・災害拠点病院等
- ・県、警察、市町村が管理する施設
- ・地域防災計画に定める公共機関
- ・市町村が定める避難所
- ・その他重要性の高い施設（広域物資輸送拠点等）

重要施設に関する情報 ～イメージ～

### (4) どこでもスタンドの導入

○ 大規模災害時において中核SSが被災して機能しない場合等を想定し、緊急通行車両等への燃料供給に支障を来さないよう、災害時専用臨時設置給油設備（どこでもスタンド）を令和4年度までに県内5カ所に設置

○ 発災時に円滑な使用が可能となるよう、「危険物仮貯蔵・仮取扱実施計画書」を作成し、管轄する消防本部と事前に協議

○ 年1回の法定点検を実施



## 今後の取組・課題

### ① どこでもスタンドの運用に関する実効性の向上

燃料の提供元や人員体制など、発災時を想定した運用体制を検討しマニュアルを整備するとともに、訓練等を通じて実効性を高める取組を行う。

### ② 重要施設等における燃料備蓄の推進

台風等の予測できる災害の前に、燃料の確保を行うよう県内の重要施設担当者等に対し呼びかけを行う方法を検討する。

（昨年の台風第10号では、宮崎市の重要施設（下水処理場）において非常用発電機の燃料が枯渇寸前となる事態が発生）